

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

総 務 局

目 次

ページ

令和6年度11月補正予算

- 1 令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】…………… 1

議案（条例その他）

- 2 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 2
- 3 当せん金付証票の発売の概要…………… 3
- 4 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要…………… 4
- 5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 5
- 6 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例の概要…………… 7
- 7 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例の概要…………… 8

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（予算 その3） 定県第101号議案】

1 令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			97,000
	6 総務管理費		97,000
		本庁舎等維持運営費	97,000
総務局計			97,000

【議案（条例その他 その4） 定県第111号議案】

2 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員（以下「4条任期付職員」という。）の昇給に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 4条任期付職員の昇給の適用除外に関する規定を削除する。（第8条第3項関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第8条第4項関係）

(3) 施行期日

公布の日

3 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和7年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和7年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

【議案（条例その他 その5） 定県第132号議案】

4 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和6年 12月	6月	100分の175	100分の170
	3月以上6月未満	100分の105	100分の102
	3月未満	100分の52.5	100分の51

イ 令和7年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の172.5
	3月以上6月未満	100分の103.5
	3月未満	100分の51.75

(4) 施行期日

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、(3)イについては、令和7年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その5） 定県第133号議案】

5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について
所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 給料月額 (令和6年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり
改める。(別表第1～別表第10関係)

イ 地域手当の支給割合 (令和6年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.35/100	12.21/100

ウ 期末手当の支給割合 (令和6年12月1日適用)

令和6年12月の支給割合を次のとおりとする。(第15条第2項及び
第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	一般の職員	127.5/100	122.5/100
	特定幹部職員	107.5/100	102.5/100
定年前再任用短 時間勤務職員	一般の職員	71.25/100	68.75/100
	特定幹部職員	61.25/100	58.75/100

- エ 勤勉手当の支給割合 (令和6年12月1日適用)
 令和6年12月の支給割合を次のとおりとする。(第16条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	一般の職員	107.5/100	102.5/100
	特定幹部職員	127.5/100	122.5/100
定年前再任用短 時間勤務職員	一般の職員	51.25/100	48.75/100
	特定幹部職員	61.25/100	58.75/100

- オ 寒冷地手当の支給月額 (令和6年4月1日適用)
 地域及び職員の世帯等の区分に応じ、1,000円から2,640円まで引上
 げをする。(第17条第2項関係)

(3) 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、(2)ア、イ及びオについては令和6
 年4月1日から、(2)ウ及びエについては令和6年12月1日からそれぞ
 れ適用する。

【議案（条例その他 その5） 定県第135号議案】

6 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 給料月額 (令和6年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第5条関係)

(イ) 期末手当の支給割合 (令和6年12月1日適用)

令和6年12月の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改正	現 行
175/100	170/100

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 給料月額 (令和6年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第7条第1項関係)

(イ) 期末手当の支給割合 (令和6年12月1日適用)

令和6年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	現 行
175/100	170/100

(3) 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、(2)ア(ア)及びイ(ア)については令和6年4月1日から、(2)ア(イ)及び(2)イ(イ)については令和6年12月1日からそれぞれ適用する。

【議案（条例その他 その5） 定県第136号議案】

7 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和6年 12月	6月	100分の235	100分の225
	3月以上6月未満	100分の141	100分の135
	3月未満	100分の70.5	100分の67.5

イ 令和6年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の230
	3月以上6月未満	100分の138
	3月未満	100分の69

(3) 施行期日

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、(2)イについては、令和7年4月1日から施行する。